



**確定申告書は国税庁HP
で作成
e-Taxで送信または郵送
で提出!**

確定申告期間中(2月18日(月)～3月15日(金))は、確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。ご自宅で国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』などを利用してe-Taxや郵送などでご提出いただくことをお勧めします。

1. 作成した申告書をご自宅のプリンタで印刷すれば、確定申告会場に行かなくても、郵送などで提出することができます。
※プリンタがない場合でも、PDFファイルで保存すればコンビニなどで出力可能です。
2. 作成したデータは「e-Tax」を利用して提出することもできます。
※「e-Tax」の利用に際しては、電子証明書の取得、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。
3. 平成31年1月から、e-Tax利用手続が簡便化され、マイナンバーカードやICカードリーダーライタをお持ちでなくても、国税ホーム

ページ「確定申告書等コーナー」で申告書を作成し、IDとパスワードを入力するだけでe-Taxで確定申告ができるようになります。
なお、ID・パスワードはお近くの税務署において5分程度で発行を受けられますので、是非取得してください。ID・パスワード取得の際は、運転免許証(写しでも可)などの本人確認書類をお持ちください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。所得税および復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には、

- マイナンバー(12桁)の記載が必要です!
- 本人確認書類の提示または写しの添付が必要です!

本人確認(番号確認および身元確認)を行うときに使用する書類の例

- 例1 個人番号カード(番号確認と身元確認)
- 例2 通知カード(番号確認) + 運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)

※控除対象配偶者および扶養親族の本人確認書類の提示または写しは不要です。

国民年金

住民課高齢者医療年金係 ☎64-7702

20歳になったら必ず国民年金に加入しましょう

今年成人式を迎えられた、20歳の皆さん、国民年金の加入手続きはお済みですか。

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません。そのため学生でも、20歳になれば国民年金に加入することになります。

20歳の誕生日に、日本年金機構から送られた【国民年金被保険者関係届書(申出書)】に必要な事項を記入し、住民課高齢者医療年金係にお持ちいただくかご郵送ください。ただし、すでに就職して厚生年金や共済組合に加入している人は、第2号被保険者として国民年金に加入済みですので、手続きは不要です。

また、収入が一定以下の学生および50歳未満の人については

- ①「学生納付特例制度」
- ②「納付猶予制度」

の申請をし、承認を受けることによって、特例期間中の保険料納付が猶予される制度があります。

猶予期間中に病気や事故で障害を負った場合は、障害基礎年金を受けることができます。なお、猶予を受けた期間は老齢基礎年金の受給資格期間に反映されますが、年金額には反映されません。満額の老齢基礎年金を受けるためには、10年以内に保険料を納めること(追納)が必要です。これらの手続きは住民課高齢者医療年金係の窓口で行うことができます。

問い合わせ先

前橋年金事務所 ☎027-231-1706
※年金保険料の前納口座振替(6カ月・1年・2年)を希望する人は、2月中の申し込みをお願いします。